

城陽市水道事業ビジョン

(中間見直し版)



市の鳥:しらさぎ
市の木:梅
市の花:花しょうぶ

目 次

第 1 章 城陽市水道事業ビジョンの見直しにあたって . . . 1

1-1 見直しの趣旨..... 1

第 2 章 城陽市水道事業ビジョンの前期進捗状況評価 . . . 2

2-1 施策の進捗評価..... 2

第 3 章 水需要の見通し 5

3-1 水需要の見通し..... 5

第 4 章 実現方策 7

4-1 目標設定(見直し)..... 7

4-2 城陽市水道事業ビジョンの体系 9

4-3 具体的な施策..... 12

第1章 城陽市水道事業ビジョンの見直しにあたって

1-1 見直しの趣旨

平成30年に策定した、水道事業ビジョンの計画期間が平成30年度～平成39年度（令和9年度）であるため、その折り返し時点である令和5年度に前期の進捗状況の評価を行うとともに、策定後における事業環境の変化に対応するため、後期計画の見直しを実施するものです。

事業環境の変化の主なものは、東部丘陵地の土地利用が一部明確になったこと、第3浄水場の浸水対策、中区配水池の更新、府営水道第2分水の設置等の施設整備事業を具体化したものです。

なお、水道事業ビジョンの中間見直しは、見直し事項で作成しています。

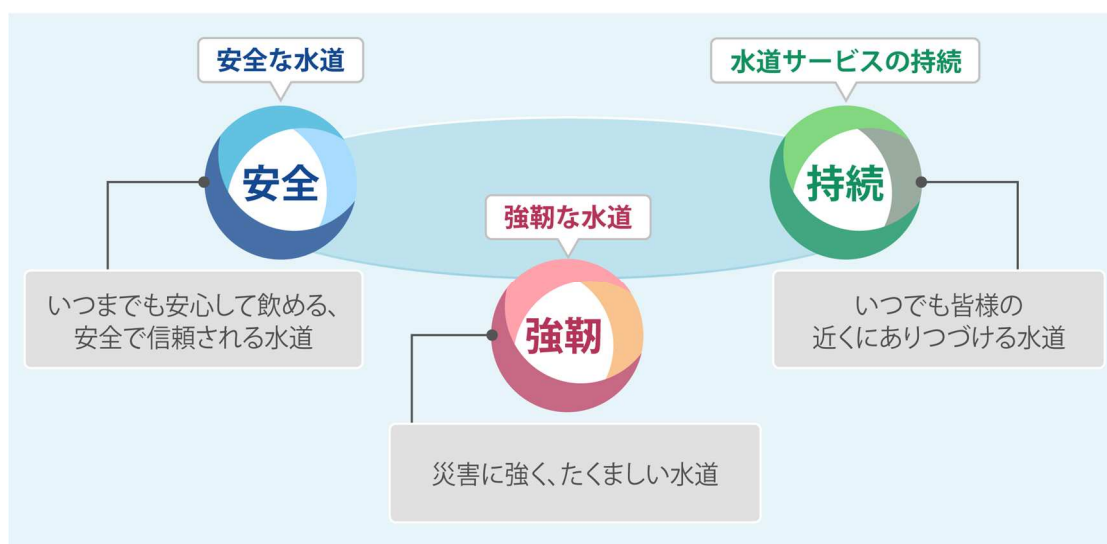
第2章 城陽市水道事業ビジョンの前期進捗状況評価

2-1 施策の進捗評価

設定した理想像を具現化するために、「安全」、「強靱」、「持続」のそれぞれの観点から本市の実情を踏まえた目標の設定を行いました。

その前期期間の評価を行い、事業環境の変化に対応した見直しにより後期期間の目標を設定します。

■ 前期期間における評価



城陽市水道事業の理想像



いつまでも安心して飲める、安全で信頼される水道

目標設定	指 標	単位	平成 28 年度	令和 4 年度	自己評価	令和 9 年度
安全性に関する情報公開の充実	水安全計画の公表	—	平成 29 年度作成	公開(概要版)	○	公開
	毎月検査の結果の公表	—	一部公開	一部公開	→	公開
適切な薬品管理	次亜塩素酸ソーダの温度上昇抑制対策	—	未整備	一部整備	○	整備済
貯水槽水道の指導	指導・助言の充実	—	継続実施	継続実施	→	充実

自己評価 ○：達成 →：継続 ×：未達成

- 『安全性に関する情報公開の充実』
水安全計画の公表は、概要版対応としています。
- 『適切な薬品管理』
次亜塩素酸ソーダの温度上昇抑制対策は、第 2 浄水場以外は完了しました。



災害に強く、たくましい水道

目標設定	指 標	単位	平成 28 年度	令和 4 年度	自己評価	令和 9 年度
耐震性の確保	浄水施設の耐震化率	%	78.2	78.2	→	100
	ポンプ所の耐震化率	%	93.3	93.3	→	100
	配水池の耐震化率	%	73.2	77.6	○	100
	基幹管路の耐震適合率	%	24.1	43.1	○	70
緊急遮断弁の設置	緊急遮断弁設置数	基	0	0	→	1
お客さまへの情報提供の充実	水道危機対策マニュアルでの給水場所の公表	—	公表	公表	→	充実

自己評価 ○：達成 →：継続 ×：未達成

- 『耐震性の確保』
 1. 「配水池の耐震化率」
中区配水池の法面補強の実施により向上しました。
 2. 「基幹管路の耐震適合率」
管路耐震化工事の推進により向上しました。



いつまでも皆様の近くにありつづける水道

目標設定	指 標	単位	平成 28 年度	令和 4 年度	自己評価	令和 9 年度
適切な更新計画	法定耐用年数超過設備率	%	47.4	64.0	×	50
	管路の更新率	%	0.5	1.6	○	0.6
水資源の有効利用	有収率	%	98.5	94.1	×	現状維持
適正な料金	給水収益に対する企業債残高の割合	%	442.4	347.7	○	320
	給水人口 1 人当たり企業債残高	円	62,719	58,997	○	55,000
	企業債残高実数	百万円	4,843	4,378	○	4,000 以下
	料金回収率	%	97.1	108.1	○	100 以上

自己評価 ○：達成 →：継続 ×：未達成

■ 『適切な更新計画』

法定耐用年数超過設備率は、各設備の法定耐用年数超過の割合を示します。維持管理により延命対応を実施しており、今後も適切な管理を行い、順次更新を実施します。

■ 『水資源の有効利用』

有収率が計画を下回っておりますが、大規模な漏水は無い状況で、漏水防止調査により、発見された漏水は、速やかに修理を実施していますが、漏水量は少量です。引き続き漏水防止調査を実施していきます。

また、基幹管路の更新工事を実施中で、管の洗浄水を多量に使用しておりますので、これも要因と考えております。

■ 『適正な料金』

各指標とも順調に推移しています。

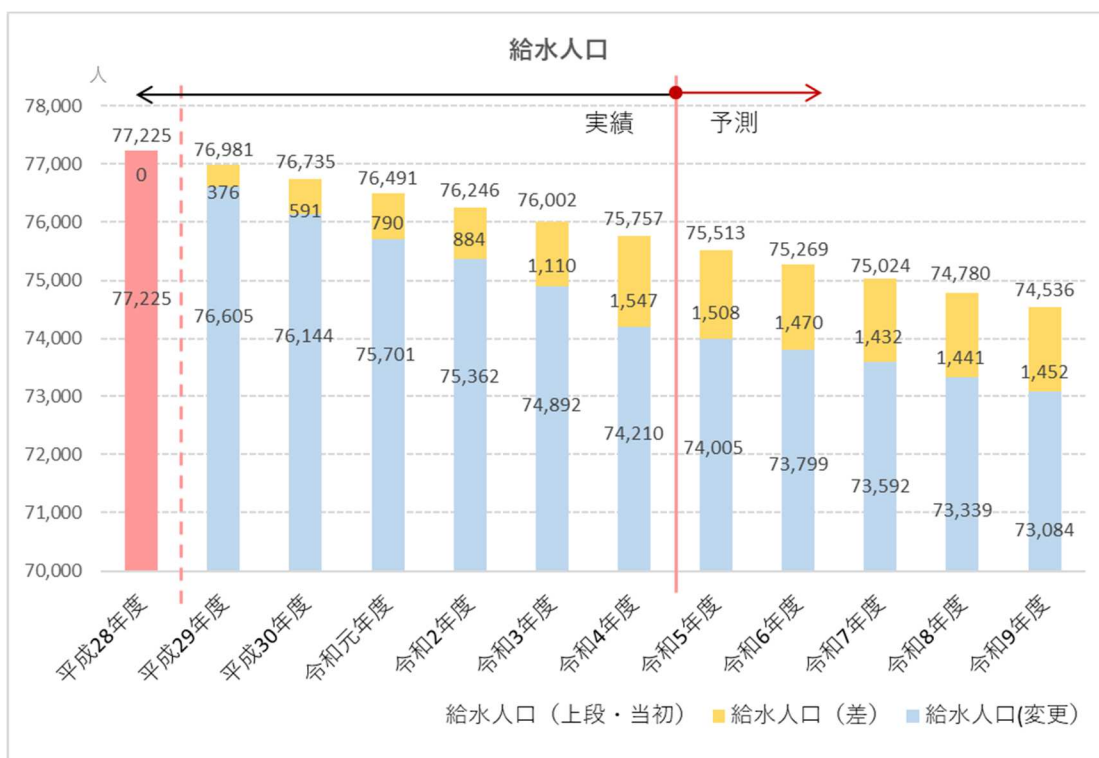
第3章 水需要の見通し

3-1 水需要の見通し

Ⅰ 給水人口の動向

我が国の人口は平成22年頃より減少傾向となり、人口の減少とともに給水人口も減少していくものと予測されています。

本市においては、策定時の給水人口が、平成28年度に77,225人で、令和9年度では74,536人にまで減少すると想定していましたが、実績をもとに73,084人に見直します。(1,452人の減)



年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
変更	給水人口(人)	77,225	76,605	76,144	75,701	75,362	74,892
	普及率(%)	99.71	99.71	99.74	99.76	99.80	99.81
当初	給水人口(人)	77,225	76,981	76,735	76,491	76,246	76,002
	普及率(%)	99.74	99.70	99.70	99.70	99.70	99.70
年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
変更	給水人口(人)	74,210	74,005	73,799	73,592	73,339	73,084
	普及率(%)	99.79	99.79	99.79	99.79	99.79	99.79
当初	給水人口(人)	75,757	75,513	75,269	75,024	74,780	74,536
	普及率(%)	99.70	99.70	99.70	99.70	99.70	99.70

給水人口の動向

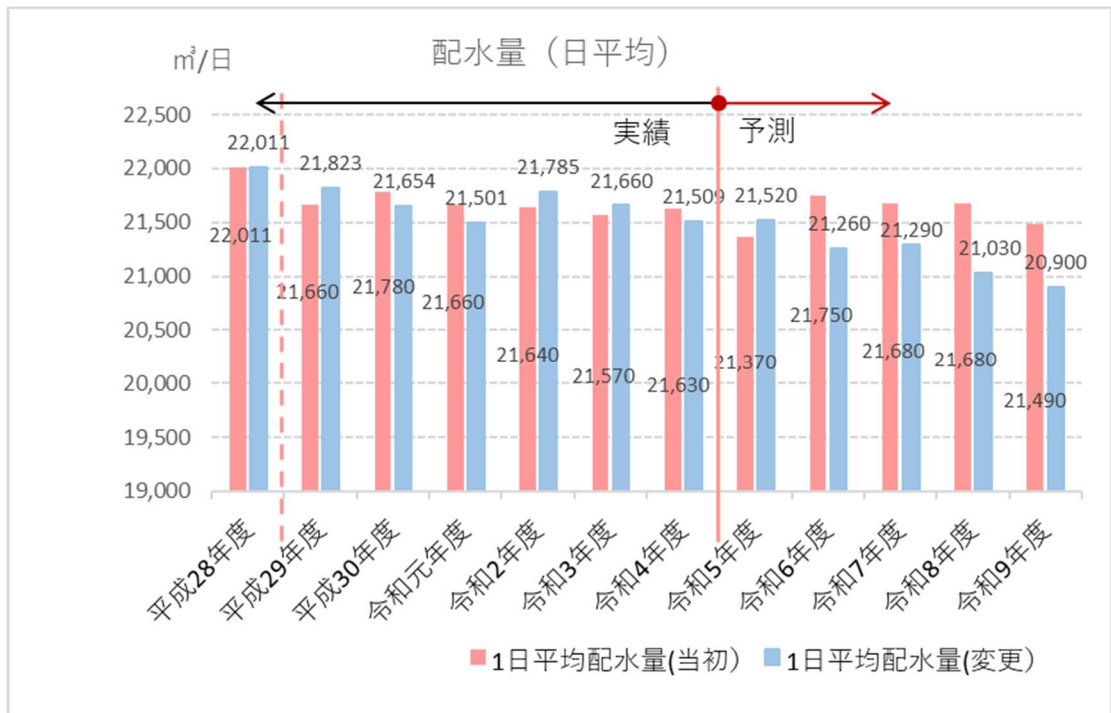
■ 水需要の動向

我が国における水道事業の水需要は、給水人口の減少、節水意識の高まりや各種節水機器の普及などによる節水型社会の浸透により、減少傾向にあります。

本市においても、一日平均配水量は平成18年度に25,992 m^3 /日であったものが、平成28年度に22,011 m^3 /日となっています。これは、給水人口の減少および節水機器の普及によるものと考えております。

令和9年度で21,490 m^3 /日になると想定していましたが、実績をもとに20,900 m^3 /日に見直します。(590 m^3 /日の減)

なお、東部丘陵地先行整備(長池・青谷)地区の、水需要増は考慮していません。



	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初	1日平均	22,011	21,660	21,780	21,660	21,640	21,570
変更	配水量(m^3)	22,011	21,823	21,654	21,501	21,785	21,660
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
当初	1日平均	21,630	21,370	21,750	21,680	21,680	21,490
変更	配水量(m^3)	21,509	21,520	21,260	21,290	21,030	20,900

水需要の見通し

第4章 実現方策

4-1 目標設定(見直し)

事業環境の変化により、後期目標設定の一部の見直しを行います。



いつまでも安心して飲める、安全で信頼される水道

目標設定	指 標	単位	平成 28 年度	令和 4 年度	令和 9 年度	令和 9 年度 見直し	
安全性に関する情報公開の充実	水安全計画の公表	—	平成 29 年度作成	公 開 (概要版)	公 開	公 開 (概要版)	①
	毎月検査の結果の公表	—	一部公開	一部公開	公 開	—	
適切な薬品管理	次亜塩素酸ソーダの温度上昇抑制対策	—	未整備	一部整備	整備済	—	
貯水槽水道の指導	指導・助言の充実	—	継続実施	継続実施	充実	—	

【見直し理由】

- ① 「水安全計画の公表」については、概要版の公開のままとします。



災害に強く、たくましい水道

目標設定	指 標	単位	平成 28 年度	令和 4 年度	令和 9 年度	令和 9 年度 見直し	
耐震性の確保	浄水施設の耐震化率	%	78.2	78.2	100	78.2	②
	ポンプ所の耐震化率	%	93.3	93.3	100	—	
	配水池の耐震化率	%	73.2	77.6	100	—	
	基幹管路の耐震適合率	%	24.1	43.1	70	—	
緊急遮断弁の設置	緊急遮断弁設置数	基	0	0	1	—	
お客さまへの情報提供の充実	水道危機対策マニュアルでの給水場所の公表	—	公表	公表	充実	—	

【見直し理由】

- ② 「浄水施設の耐震化率」については、第2浄水場の耐震診断を行い、補助事業で実施可能か検討のため、次期計画期間に移行します。



いつまでも皆様の近くにありつづける水道

目標設定	指 標	単位	平成 28 年度	令和 4 年度	令和 9 年度	令和 9 年度 見直し	
適切な更新 計画	法定耐用年数 超過設備率	%	47.4	64.0	50	—	
	管路の更新率	%	0.5	1.6	0.6	—	
水資源の 有効利用	有収率	%	98.5	94.1	(平成 28 年度) 維持	—	
適正な料金	給水収益に対する 企業債残高の割合	%	442.4	347.7	320	430	③
	給水人口 1 人当たり 企業債残高	円	62,719	58,997	55,000	89,000	
	企業債残高実数	百万 円	4,843	4,378	4,000 以下	6,500 以下	
	料金回収率	%	97.1	108.1	100 以上	—	

【見直し理由】

- ③ 「企業債に関する指標」については、事業費の増加による資金確保等のため、事業費の 1/3 程度としていましたが、1/2 程度に見直しを行いました。

4-2 城陽市水道事業ビジョンの体系

『城陽市水道事業ビジョン』は、理想像である「安全」、「強靱」、「持続」の観点から体系図を以下に示すとともに、事業環境の変化を反映させるため、施策を追加することとしました。





変更重点施策 と追加重点施策 の内容

■ 事業環境の変化を反映させるため、施策を追加する事項

1. 基幹管路の耐震性の確保及び適切な施設の更新（強靱 ②・持続 ①）
 - 中区配水池を移転による更新を実施し、併せて配水管等の整備を行います。

2. 第3浄水場浸水対策事業（強靱 ⑦）

降雨災害等における河川氾濫対策として実施し、浸水が発生しても、断水等の影響を最小限にとどめるため、浸水対策工事を行います。

3. 適切な施設の更新（持続 ①）

浄水コンピューターのシステム更新を実施します。

4. 府営水道受水点の追加（持続 ④）

危機管理面の充実及び安定給水を図るため、京都府と連携して府営水道の受水点の追加に向けた施設整備を進めます。

5. 業務委託の検討・広域化の必要性（持続 ⑫・⑬）

浄水場運転管理や人材不足等の事業継続における課題を解決するため、官民連携（PPP）による業務委託の手法について検討を進めます。

また、広域化についても、京都府水道事業広域的連携等推進協議会の南部地域の中で検討を進めます。

6. 新規需要に対する整備（持続 ⑱）

基幹物流施設が東部丘陵地に整備されるため、必要な施設整備を進めます。

4-3 具体的な施策

強靱 災害に強く、たくましい水道

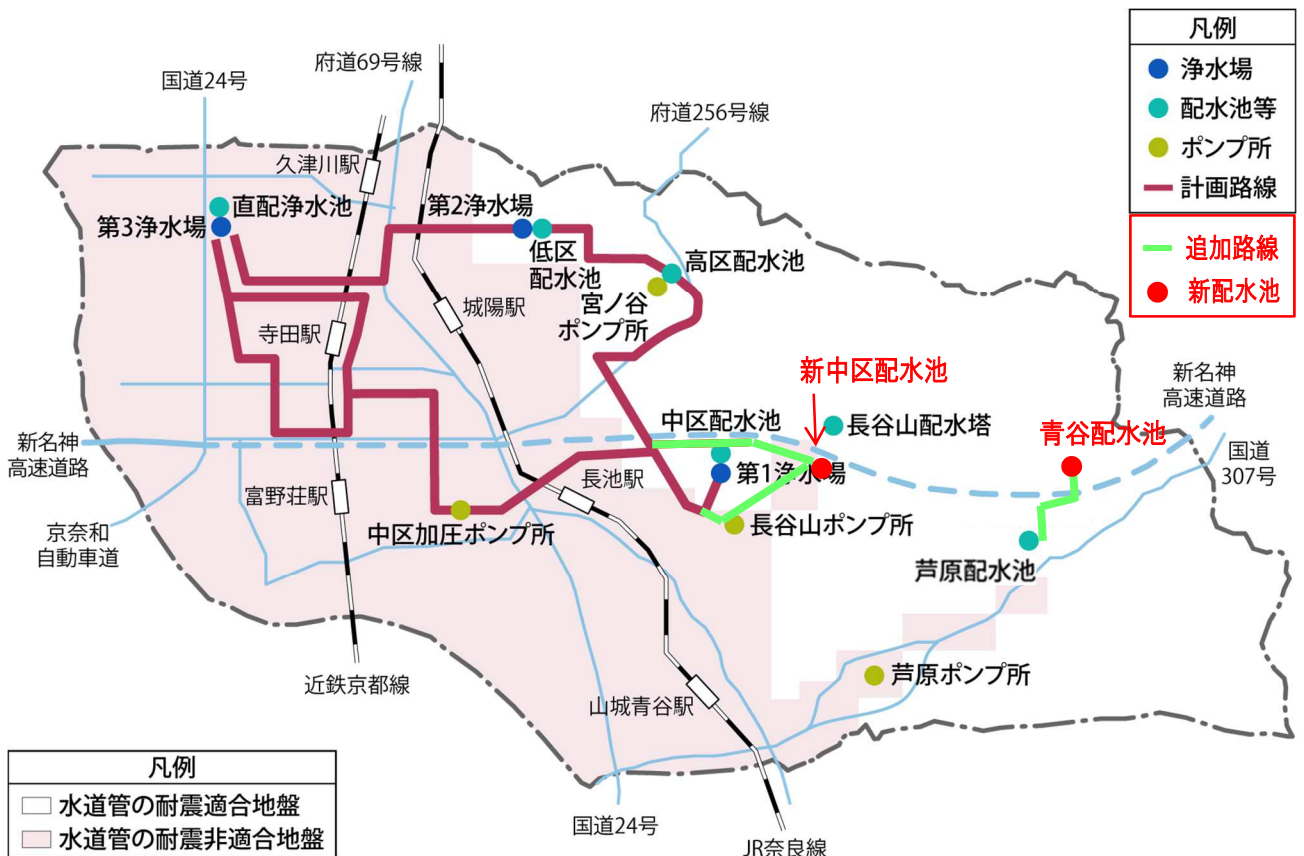
強靱-1 水道施設の耐震化の推進

② 基幹管路の耐震性の確保(最重点施策)

導水管、送水管、口径300mm以上の配水管を基幹管路と位置づけています。

基幹管路については、被害が大きいとされる生駒断層帯による地震を想定し、地震による管路被害をできるだけ軽減し、応急復旧や応急給水を迅速に実施するため、地盤の状況を考慮し、効果の高い路線から優先的に整備を進めています。

浄水場と主要配水池間（新たに移転設置する中区配水池の管路を含む）の全ての管路について耐震化を進め、約23kmの管路を耐震化します。なお、計画期間中の耐震適合率の目標は70%です。



基幹管路の耐震化計画(概要)

強靱-3 危機管理対策の強化

⑦ 河川氾濫による浸水被害対策

浸水被害が発生すると、長期間の給水停止につながる可能性があります。そのため、浸水被害を防ぐための対策が必要です。

想定浸水深への対応として、第3浄水場の浸水対策を実施します。また、浸水想定区域にある施設は、更新時に必要な対策を実施します。



持続-3 安定水源の確保

④ 府営水道受水点の追加

本市は、深井戸13施設、府営水道受水点1箇所の水源を有効利用しています。災害や事故等においても、お客さまに安定した水を継続的に供給できるよう複数水源の確保に取り組みます。

危機管理面の充実及び安定給水を図るため、府営水道の受水点の追加に向けさらに協議を進め、施設整備を実施します。

持続-7 事業の効率化

⑫ 業務委託の検討

効率的な水道事業を推進し、経費の削減等を図るため、民間委託可能な業務等を洗い出して整理し、効果等を十分検討し、個別に委託化を進めてきました。

事業継続のため、浄水場管理や技術者不足等を補うため、包括委託などの手法を検討します。

持続-8 広域連携の推進

⑬ 広域化の必要性

本市では、給水人口の減少等の影響を受け、水道料金収入が減少傾向にある一方で、今後、水道施設の更新時期を迎えることから、施設の更新・耐震化が急務となっており、それら事業の実施に必要な資金・人員の確保が課題となっています。

将来に向かって安定的な事業運営を継続していくための有効な方策の一つである広域化について、業務の共同化など、できるところから検討を進める必要があります。

京都府、府営水受水市町や近隣市町等と情報共有を行うとともに、業務の共同化などできるところから検討します。

京都府水道事業広域的連携等推進協議会に参画し、南部地域の中で広域化について検討をすすめます。

持続-13 給水量の確保

⑱ 新規需要に対する整備

本市では、東部丘陵地の開発を進めており、青谷地区において、基幹物流施設が設置されるため、新たに施設整備が必要となります。

また、今後も広大な東部丘陵の開発に対応していく必要があります。

新たな給水需要に対応するため、施設整備を行っていきます。